

武生基署発1018第1号  
令和5年10月18日

福井県丹南土木事務所長 殿  
福井県丹南農林総合事務所長 殿  
南越前町長 殿

武生労働基準監督署長

災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃は、労働基準行政の推進に、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、南越前町を中心として、昨年の大雨被害に係る災害復旧工事が多く行われており、このような災害復旧工事においては、崩落等による地盤の緩みや落石が生じたりするほか、狭隘な場所での作業など、通常の建設工事と比べて危険度の高い場所での施工が余儀なくされている状況となっております。

そのため当署では、関係者に対して災害復旧工事における労働災害防止を強く呼び掛けてきたところですが、本年8月に林道の災害復旧関連工事において、使用していた車両系建設機械とともに転落し、運転していた労働者が死亡する労働災害が発生したものです。

このような車両系建設機械による作業においては、重篤な労働災害につながることから、作業場所の状況に応じた作業計画や、転落のおそれのある箇所での誘導員の配置などが労働安全衛生規則で規定されているところです。

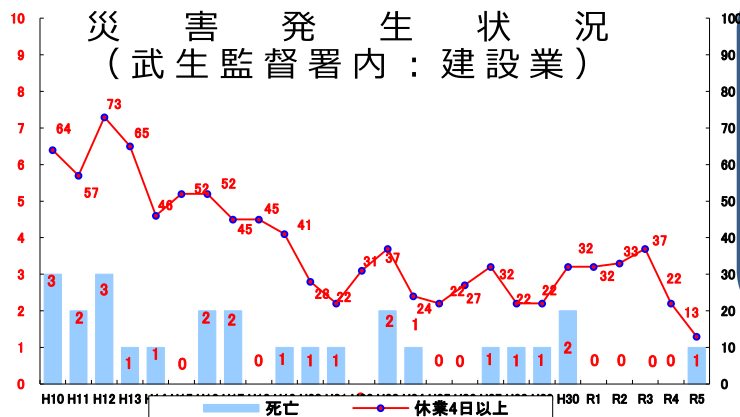
このほか、使用していた車両積載型小型移動式クレーンが転倒する事故及び高所作業車が転落するなど車両に関係した事故も発生しており、工事現場における車両等による労働災害の防止の徹底が強く求められております。

今般、特に災害復旧工事現場での車輛等による労働災害を防止するため、当署において別添資料のとおり啓発資料を作成したところです。

つきましては、災害復旧工事等の発注時に、労働安全衛生規則の規定に御配慮いただくとともに、労働災害防止対策の徹底について、当該資料を活用するなどにより、施工事業者等に対する周知、啓発等について、特段の御配慮を頂きますようお願いいたします。



令和5年に管内において、高所作業車、車両積載型小型移動式クレーン、ドラグ・ショベルが転落・転倒する災害が発生しています。作業計画の策定、誘導員の配置など安全対策を講じましょう。



### 【災害発生状況】

武生労働基準監督署管内においては、建設業における死亡災害が、令和元年から、ゼロ件を継続していましたが、本年の8月に死亡災害が発生しました。

また、死亡災害には至らないものの車両系の機械に係る事故も多く発生していますので、引き続き同種災害の防止に努めてください。

### 災害事例1

#### 【災害発生状況】

高所作業車を作業現場へ乗り入れるに当たり、門扉前の傾斜路に停車し、門扉の鍵を開錠するため、高所作業車を降車した際に、高所作業車が斜路を降下し、転倒、運転者が下敷きとなったもの。

斜路は、コンクリート舗装、傾斜角、約14度、サイドブレーキは90%程度引いた状態、車止めなどは行われていない。

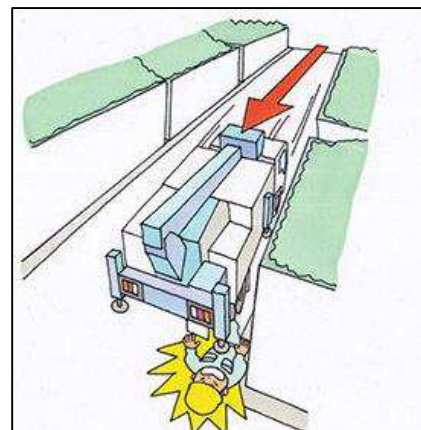
#### 【災害発生原因】

急傾斜地に車両を停車し、降車したこと。

事前に車両を安全に停車させるスペースの有無を確認しなかったこと。

#### 【再発防止対策】

現場の状況、車両等の駐車スペースの有無を事前に確認し、車両を乗り入れる（仮置きする場合を含む）順番などを事前に定め、関係労働者に周知徹底をすること。



### 災害事例2

#### 【災害発生状況】

車両積載型移動式クレーンを用いて貨物自動車の荷台に土のうを積み込む作業中に、荷を吊った状態で移動式クレーンのジブを旋回させた際に、転倒したもの。

アウトリガーは、最大張り出されていた。荷重計、フック等に問題は認められないが、過負荷防止装置は、供えられていなかった。

#### 【災害発生原因】

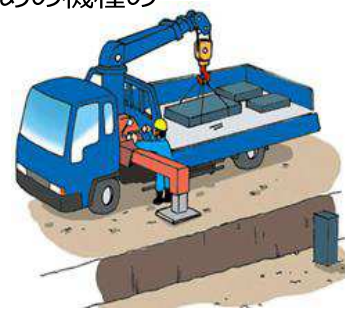
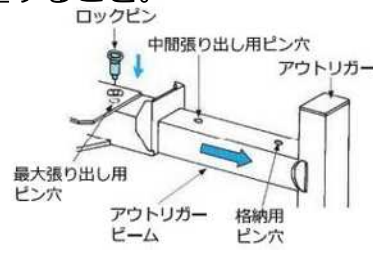
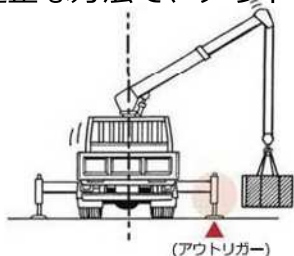
使用する移動式クレーンについて、定格荷重を超えて荷のつり上げを行ったこと。

アウトリガー下に敷設する敷板について、適正な方法で設置していなかったこと。

#### 【再発防止対策】

事前につり上げを行う荷の重さを確認し、定格荷重の範囲内で作業を行うための機種の見定めを含めた作業計画を作成すること。

適正な方法で、アウトリガー下に敷板を設置すること。



★クレーンは、アウトリガーで支えられており、張り出し幅が広いほど安定度が高く、狭いほど安定度は低下します。

最小幅の場合は、最大張り出しに比べ約60%つり上げ荷重が低下します。

## クレーン作業時の安全対策

☆赤色の領域は、最も安定度の悪い範囲！

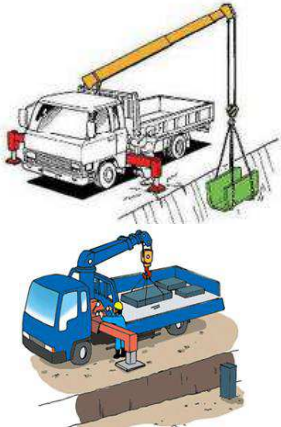
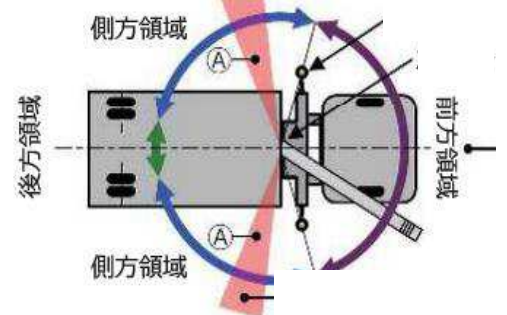
後方領域：最も安定が良い領域

側方領域：2番目に安定が良い領域

前方領域：最も安定が悪い領域

☆後方・側方領域のつり上げ性能の25%以下で作業を行う必要があります。

☆安定度のよい領域（後方）から、安定度の劣る領域（側方）へ巡回させた場合、機体は転倒しやすいので注意が必要。

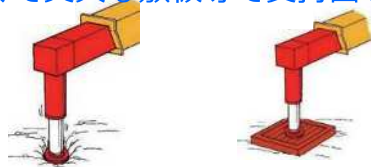


路肩は地盤が軟弱になっている箇所があるので、路肩から離れた場所に設置しましょう。

アウトリガー 1脚にかかる最大荷重は、機体質量と実際に吊っている荷の質量の合計の70～80%に相当します。

脚部を地面に直接設置すると、アウトリガーにかかる荷重が小さな面に集中するため、地盤が沈下します。

広くて丈夫な敷板等で支持面を広くすると、同じ地盤でも沈下しない。



### 災害事例3

#### 【災害発生状況】

ドラグ・ショベルを使用して作業中に、路肩から転落したものの。作業を行っていた場所は、舗装路であるがガードレール等の転落防止に係る設備は設置されていない。

#### 【災害発生原因】

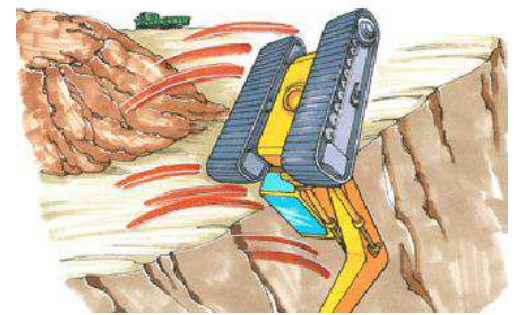
転落のおそれのある個所で作業を行う際に、転落防止に係る措置を行っていなかったこと。

#### 【再発防止対策】

車両系建設機械を用いて作業を行う際は、次の対策を講じてください。

路肩の崩壊防止、不同沈下防止、必要な幅員を確保すること。

路肩、傾斜地で作業を行う場合で、転落等のおそれがある箇所については、誘導員を配置すること。



## 車両系建設機械を使用する際の安全対策

事前に地形や、地盤の状況等を調査し、作業計画を定め、かつ、策定した作業計画により作業を行いましょ。

転落のおそれのある箇所には、誘導員を配置し、誘導員の誘導により作業を行いましょ。

可能な限り、運転席の扉を閉め、シートベルトを着用し、転倒又は転落時に、運転席の外へ放り出されないようにしましょ。

車両系建設機械を運転する人以外は、当該機械と接触するおそれのある箇所に立ちらせないようにしましょ。

車両系建設機械は、原則として「主たる用途以外に使用することは禁止」されています。

例えば、ドラグ・ショベルを使用して、荷のつり上げ作業を行う際は、移動式クレーン機能を有する機械を使用し、必ず「クレーンモード」に切り替えて作業を行いましょ。

建設現場においては、移動式クレーン機能が付いた機体を持ち込んでいるのに、クレーンモードに切り替えずに荷のつり上げに使用している状況が認められます。

クレーン機能が付いた機体であっても、きちんと切り替えをしないと、過負荷制御装置などの安全装置も機能しないため、普通のドラグショベルのままなので、その状態で荷のつり上げを行うと用途外使用（法違反）となりますので、注意しましょ。



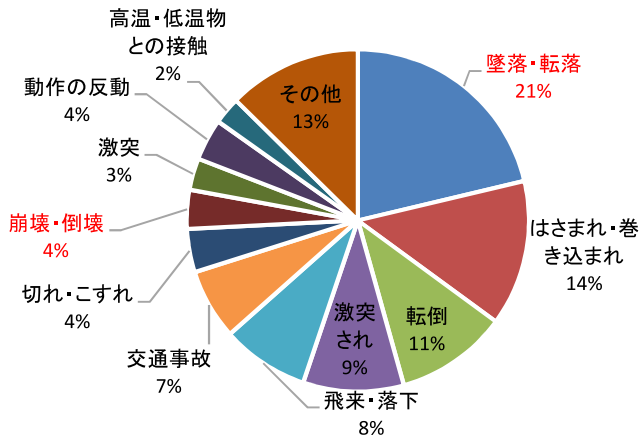




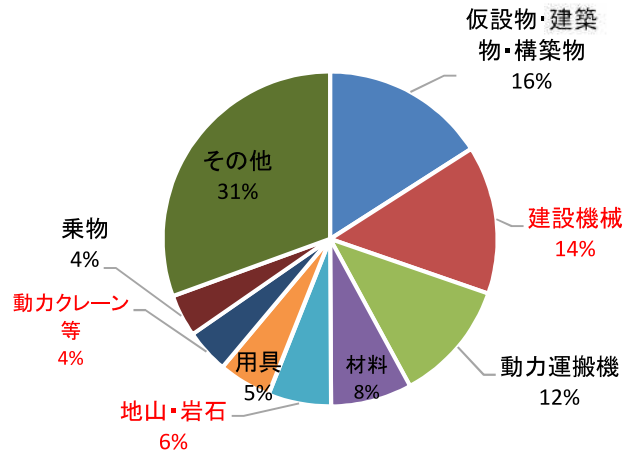
令和4年に管内において集中豪雨により甚大な被害がありましたが、被害を受けた河川、道路等の災害復旧工事を行うにあたって、労働災害を防止するためのポイントをまとめました。施工業者の皆様におかれては、以下の点にも留意の上、ゼロ災で工事を施工しましょう。

### 労働災害発生状況

道路建設・河川土木・砂防工事における事故の型別労働災害発生状況(全国、令和4年確定値)



道路建設・河川土木・砂防工事における起因物別労働災害発生状況(全国、令和4年確定値)



災害復旧工事では、道路、河川、砂防の災害復旧工事が多く行われます。令和4年に全国で発生したこれら三種類の土木工事での休業4日以上死傷災害では、建設業の三大災害である「墜落・転落災害」「建設機械・クレーン災害」「土砂崩壊災害」が多くを占めています。災害復旧工事では、これら三大災害に加え、「土石流災害」も懸念されるところです。

### 災害事例1

#### 【災害発生状況】

集中豪雨により発生した法面の災害復旧工事において、地山の掘削作業中、土砂崩壊が発生した。

災害発生時、斜面の上部では削岩機を使用し、下部ではドラグショベルによる掘削が行われていた。

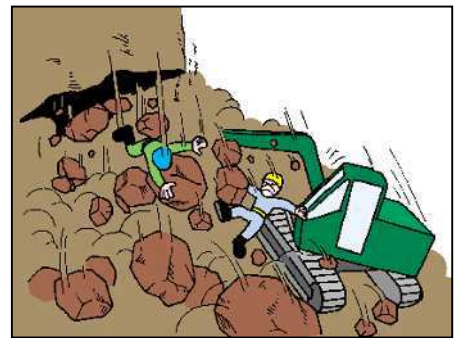
#### 【災害発生原因】

軟弱な地盤であったこと。

上下作業が行われていたこと。

エアピック等の振動があったこと。

作業計画がなく、地山の調査点検も実施されていなかったこと。



### 土砂災害防止対策①

#### 1 事前調査の実施

工事の施工に当たって、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、亀裂、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査する。



#### 2 作業計画

事前調査結果を踏まえ、作業計画を定め又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行う。



#### 3 監視

点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するように努める。

また必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置する。



点検事項 : 浮石、亀裂の有無と状態 含水、湧水状態の変化等  
通常の点検頻度 : 作業開始前、大雨、地震後

## 災害事例 2

### 【災害発生状況】

砂防工事において、掘削作業が終了したため、その状況の写真撮影をする作業中、掘削面の上方の地山から直径10cmの岩石が落下し、はしごに登っていた被災者を直撃した。

### 【災害発生原因】

掘削面の上方について十分な調査及び点検が行われていなかったこと。  
防網などの設備を設けないまま下方に労働者を立入らせたこと。



## 土砂災害防止対策②

### 4 土砂崩壊防止

土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工、落石防護柵を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講じる。

なお、土止め支保工を設ける等の作業における災害の防止にも留意する。

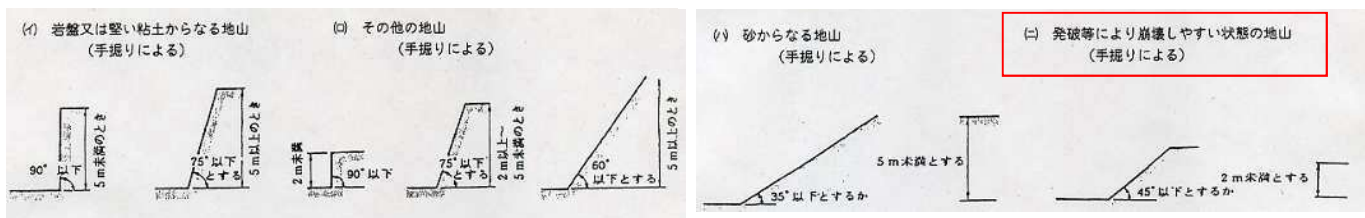
### 5 避難の周知

急迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等について労働者に十分周知すること。



### 6 掘削面の勾配

掘削作業を行うときは地山の種類に応じた勾配とする。



### 7 作業主任者等の選任

掘削箇所及びその周辺の地山についての地質及び地層の状態、掘削用機械等の整備状態、照明の状態等を点検する者を定めてその職務を十分に行うこと。

掘削、土止め支保工の組立て作業については、作業主任者の直接指揮によること。（作業中は現場を離れてはならない）

## 災害事例 3

### 蒲原沢土石流災害

平成7年に発生した集中豪雨による土砂崩壊等による災害復旧のため、約1kmに渡り砂防ダム、護岸等の工事を行っていたところ、上流（工事現場から約2km）で発生した土砂崩壊が引き金となり土石流が発生し、作業中の14名が死亡、9人が負傷した。

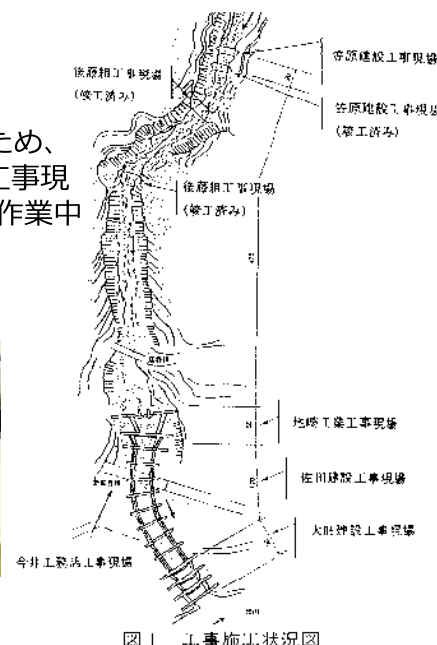


図1 工事施工状況図

## 土石流災害防止対策

土石流が発生するおそれのある河川（土石流危険河川）ですか？

↑ はい

その場所において、これから建設工事を行いますか？

↑ はい

<次の措置を講じる>

- ① 上流の河川及びその周辺の状況の調査及び記録
- ② 土石流による労働災害の防止に関する規程の策定
- ③ 降雨量の把握及び記録
- ④ 警報用設備の設置
- ⑤ 避難用設備の設置
- ⑥ 避難訓練の実施

警戒降雨量基準に達する降雨がありましたか？（降雨により土石流が発生するおそれが生じた。）

↑ はい

作業を中止しますか？

↑ はい

労働者を速やかに退避させてください。

↑ いいえ

監視人の配置等土石流の発生を早期に把握するための措置を講じる。

↑ はい

土石流による労働災害発生のおそれが発生した。

↑ はい

直ちに作業を中止し、労働者を退避させてください。





## 建設機械災害防止対策①

### 1 路肩、法面からの転落防止

#### (1) 運行経路の路肩の崩壊防止



鉄板敷をしているが土砂が崩れており路肩崩壊防止が不十分な例

土砂流出により路盤のアスファルト下が空洞になっている状態

#### (3) 必要な幅員の保持



幅員は重機幅の1.5倍程度を確保  
河川内に運行経路を設ける場合は、河川の増水にも留意

#### (2) 地盤の不同沈下の防止



#### (4) 路肩、傾斜地等で作業を行う際の誘導者の配置の徹底



危険再認識教育中の様子

### 2 有資格者の配置

- (1) 有資格者のうち経験豊富な者による運転
- (2) 車両系建設機械の運転業務従事者に対する危険再認識教育などの能力向上に向けた安全教育の計画的受講

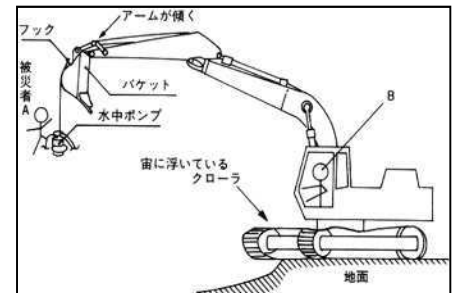
## 災害事例 4

### 【災害発生状況】

農業施設の災害復旧工事現場において、ドラグショベルのバケットのフックにワイヤーをかけ、水中ポンプ（100kg）をつり上げ、アームを前方に伸ばした際、ドラグショベルが前に傾き、つり上げられたポンプの下で作業していた労働者が下敷きになった。

### 【災害発生原因】

ドラグショベルを川の中に積み上げられた軟弱な掘削土の上で、クローラーが一部はみだす状態で使用したこと。  
ドラグショベルに接触するおそれのある箇所に入らせたこと。



## 建設機械災害防止対策②

### 3 建設機械との接触防止

- (1) 作業半径内の立入禁止  
重機の作業場所と人の作業場所（通路）の区分
- (2) 誘導者の配置の徹底  
誘導者自身が接触しない  
確実な誘導のため合図を決め徹底する
- (3) 「誘導がなければ後進しない」の徹底
- (4) 「動くときはアームを下げる」の徹底
- (5) グーパー運動※の実施
- (6) 運転席から離れる際の措置の徹底  
エンジンの停止  
バケット、排土板等を地面に下ろす  
キーの抜き取り

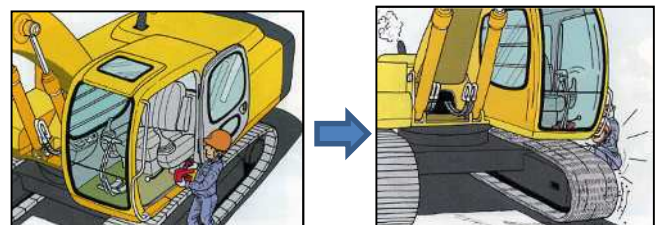


#### ※ グーパー運動

建設機械の旋回範囲にやむを得ず立ち入る場合、運転者に手でパーを合図し、運転者がグーを返すことで、お互いに確認してから立ち入るもの。言い間違い、聞き間違いの防止にもつながる。  
パー＝「止まって」 グー＝「いいよ」

## 災害事例 5

エンジンをかけたまま、吊りクランプを運転席に乗せた際、誤って左側走行ペダルに乗せてしまい、油圧ショベルが左後進駆動し轢かれた。



## 災害事例 6

### 【災害発生状況】

道路復旧工事において、ドラグショベルを用いて生コンの入ったホッパーを吊り下げ、旋回中、ワイヤロープがフックから外れて落下し、下にいた被災者を直撃した。

### 【災害発生原因】

ドラグショベルによる用途外使用を行ったこと。  
フックの外れ止め装置が取り付けられていなかったこと。  
作業開始前に外れ止めがないことに気がついていないのに、必要な補修を行わなかったこと。  
荷の下に立ち入ったこと。



## 建設機械災害防止対策③

### 4 用途外使用の禁止

用途外使用は原則として禁止されていることの徹底。

やむを得ない場合でも、外れ止め装置を具備する。合図を定め合図者を指名し合図する、負荷できる最大の荷重を超えない（最大でも1トン未満）など一定の要件が必要です。  
移動式クレーンやクレーン機能を有するドラグショベルを使用しましょう。

## 自動車等による災害防止

- 1 貨物自動車の運行経路と歩道との完全な分離
- 2 掘削した土砂の積込み時の誘導者の配置の徹底
- 3 逸走防止の徹底
- 4 第三者の進入防止のため警戒標識、案内、バリケードの設置の徹底
- 5 荷台を下げたから動くの徹底



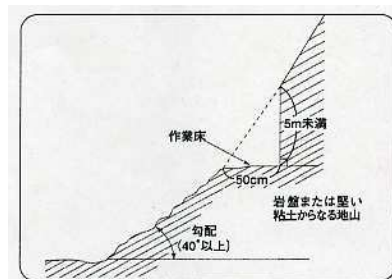
## 墜落災害防止

### 1 通路からの墜落防止

- (1) 堅固な手すりの設置
- (2) 安全な昇降設備の設置

### 2 斜面からの墜落防止

勾配が40度以上の斜面を転落することは「墜落」に含まれ、安全な作業床の設置又は防網の設置、墜落制止用器具の使用等の墜落防止措置を講じることが必要です。



斜面を削って作った床堀面（幅50cm）は作業床に該当するため、作業床の端で作業を行わせるときは手すり等の設置が必要です。

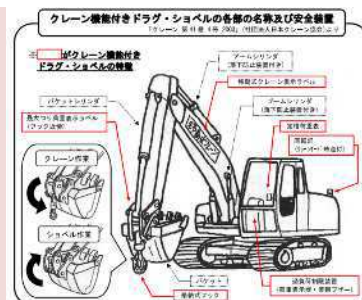
### 3 砂防ダムからの墜落防止

足場板を置いただけで固定しておらず、また隙間を塞いでいないもの、天端に手すりのないもの等散見されます。

## クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げ作業は、※必ず「クレーンモード」に切り替えて行いましょう

クレーン機能付きドラグ・ショベルについては、労働安全衛生法施行令第1項第8号に掲げる「移動式クレーン」の適用を受けるもので、クレーンモードに切り替えることで各種安全装置が作動する構造となっており、それらを作動させずにつり上げ作業を行った場合は、機体の転倒やアームの損傷等のおそれがあり大変危険です。

また、クレーンモードに切り替えずに荷のつり上げを行ったときは、労働安全衛生法第20条第1項(労働安全衛生規則第164条第1項)の違反となる場合があります。





## 災害復旧工事における労働災害防止について ～ 作業者の安全確保を行ってください ～

災害復旧工事については、崩壊等による地盤の緩みや落石が生じたりするほか、施工が困難な場所での作業を余儀なくされるなど、通常の建設工事と比べ、作業の安全を確保することが難しい面があります。

これから、梅雨期や台風の時期を迎え土石流の発生や地盤の緩み等による土砂の崩壊災害や落石による災害の発生が懸念されます。

また、5月のいわゆるゴールデンウィークを過ぎると、気温も上昇し熱中症の発生も懸念されます。

今後の労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、次にお示しする事項を踏まえた労働災害防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

### 災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について

#### ① 土砂崩壊災害防止対策

1. 地山の掘削時、安衛則第355条に基づき、作業箇所や地山の状況の事前調査を確実に行うこと。
2. 上記1の調査結果を踏まえ、調査に基づき作業計画を策定し、当該計画により作業を行うこと。
3. 安衛則第358条に定める点検者を指名し、頻繁に点検を行うこと。地山の監視者を配置すること。
4. 土砂崩壊のおそれがあるときは、安衛則第361条に基づき土止め支保工等を設けること。
5. 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン（※1）」の遵守を図ること。
6. 掘削を伴わない場合においても、1～5に準じた調査、点検を実施し、土砂崩壊防止措置を講じること。

（※1）「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」



#### ② 土石流災害防止対策

1. 安衛則第575条の9に基づき、上流の河川の状況を十分に調査すること。
2. 土石流の早期発見のため、必要に応じて警戒雨量基準や作業中止基準の見直しを行うこと。
3. 安衛則第575条の11に定めることにより、雨量計を設置し、雨量を把握することにより、安衛則第575条の12に定める監視人の配置等の措置を行うこと。
4. 安衛則第575条の14及び15に基づき、警報避難設備の点検を行うほか、その方法を周知すること。

#### ③ 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

1. 安衛則第155条に基づき、確実に作業計画を作成し、当該計画に基づく作業の徹底を図ること。
2. 安衛則第157条に基づき、路肩の崩壊防止や幅員の保持等、重機の転倒防止措置を講じること。
3. 路肩、傾斜地で作業を行う場合は、安衛則第157条の2に定める措置の徹底を図ること。
4. 安衛則第158条に基づき、危険範囲への立入禁止、誘導員の配置等、重機と作業員との接触防止措置を図ること。（※バックモニターやエリアセンサーなどの先進技術を搭載した機種を選定も検討してください。）
5. **車両系建設機械の運転については、必ず必要な資格を有する者に行わせること。**

#### ④ 建設現場における熱中症予防と感染症の防止

1. STOP！熱中症 クールワークキャンペーンを展開し、WBGT値の把握と管理を行うこと。  
特に、暑熱の順化期間（概ね7日以上）を設け、長期休暇の後や、気温が急激に上昇した日などは注意が必要です。  
また、水分と塩分を定期的に摂取するほか、休憩場所（日差しを避けるための屋根を有し、通風の確保又は冷房設備を有した場所）を確保するとともに服装（透湿性と通気性の良いもの）にも配慮すること。  
緊急時の対応を含め、労働者に教育を実施しましょう。  
**体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請しましょう。**
2. 感染症防止のため引き続き距離の確保、定期的な換気など密にならない工夫を行いましょ。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン



環境省 熱中症予防情報サイト





# 災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について

## 作業の実施にあたって注意すべき事項

### ① 服装・装備

- ・ 長袖・長ズボンの作業着など肌が見えない服装で作業をしましょう。
- ・ ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用しましょう。
- ・ 防じんマスクやゴーグルを着用しましょう。
- ・ 防じんマスクの使用に、漏れがないか確認しましょう。



### ② 作業を始めるまえでの準備

- ・ 普段と違った作業など不慣れな作業も多いことから、作業に使用する機械、工具の取扱方法、作業手順、合図などについて教育を行いましょ。
- ・ 周辺状況の調査を行い、指揮命令系統、作業手順、監視人も含めた人配置、使用する機械及びその使用箇所などについて作業計画を作成し、関係者に周知しましょ。
- ・ 複数の作業者が混在するときは、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティングを綿密に実施しましょ。
- ・ 作業を開始する前に、作業責任者が誰か確認し、責任者の指示を受けて作業を行いましょ。
- ・ 倒壊や崩壊のおそれのある箇所については、立入禁止措置を行いましょ。

### ③ 建設機械を使用するとき

- ・ 地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図りましょ。
- ・ 使用する車両系建設機械、クレーン等を使用させるときは、確実に有資格者を配置するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止する措置を講じましょ。
- ・ 転倒のおそれのある場所においては、運転席の扉や窓を閉め、シートベルトを着用し、運転席から放り出されないようにしましょ。
- ・ 土のうや鉄板等を吊り上げるときは、原則移動式クレーンを使用しましょ。やむを得ず、ドラグ・ショベルを使用する際は、必ず移動式クレーン機能付きの機種を選定し、移動式クレーンモードに切り替えて作業を行いましょ。



### ④ 掘削等の作業を行うとき

- ・ 地山、地層の状況を確認し、安定した勾配で掘削しましょ。また、崩壊や倒壊のおそれがある場合については、土止め支保工を設置する等の措置を講じましょ。



### ⑤ その他の留意事項

- ・ 作業中であっても、大雨の降雨に係る警報が発表された場合などは、すみやかに作業を中止し、安全な場所に避難しましょ。  
また、警報の発表がなくても、作業現場に雨量計を設置し、一定の降雨量を超えた場合は、避難しましょ。
- ・ 土砂等の粉じんが舞う中で作業を行うときは、防じんマスクを使用しましょ。
- ・ 粉じんを飛散させないため、散水などにより、湿潤な状態をしましょ。
- ・ 重量物は無理に一人で運ばず、機械の使用や複数人で作業を行いましょ。



### 行動災害を防止するため基本行動を徹底しましょ。

作業計画と違ったことが生じた場合は、責任者へ報告し、作業計画の変更などを行い安全な作業を行いましょ。※決して、独自の判断で作業変更は、行わず、決められた事項を遵守しましょ。

K Y Tを実施し、危険感受性を高め、不安全行動を無くしましょ。



職場掲示用

R5年 死亡労働災害

9月末で  
**10人**

(前年同期比 +2人)

これ以上

仕事で

**死なせない!**

(詳しくはコチラ ↓)



福井労働局

福井・武生・敦賀・大野 労働基準監督署



# R5年 福井県内で死亡災害が多発しています！

福井労働局

福井・武生・敦賀・大野 労働基準監督署

本年度は、第14次福井労働局労働災害防止推進計画（R5年4月1日～R10年3月1日）（以下「福井労働局14次防」といいます。）のスタートの年です。

この福井労働局14次防では、計画期間中に、事業者、労働者等の関係者、労働局・労働基準監督署が各種の取組を進めることにより、

① 死亡災害の根絶に向け、14次防期間中の死亡者数の合計を35人以下（※1）とする。

② 死傷災害について、近年の増加傾向に歯止めをかけ、2022年（925人）と比較して、2027年の死傷者数を減少させる（※2）。

ことを目指しています。

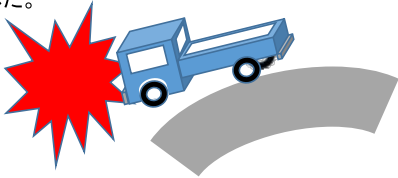
※1 2022年の死亡者10人を基点とし、毎年1人ずつ減少を図ることを想定した合計人数（14次防期間中：9+8+7+6+5=35人）

※2 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた件数で比較。

福井労働局14次防の概要等はコチラ（リンク）

この福井労働局14次防に基づき、令和5年は、死亡災害を、少なくとも**9人以下**に抑えなければならないところを、本年9月末時点で、**すでに10人の方がお亡くなりになられています。**

**2月** ダンプカーを運転して国道を走行中、道路わきのスノーシェッドと雪山に激突した。

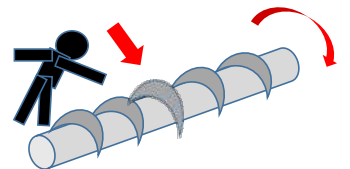


**2月** 客先において、梱包された大型荷物を建屋内2階（当該2階は1階、中2階、2階とある建屋の2階部分にあたる）にクレーンで搬入する作業中、荷物を建物内に搬入したのち、空箱を2階窓から地上に下ろす際、被災者が2階窓から墜落した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**2月** 機械の調整作業（推定）のため稼働中のサイロ内に被災者が立ち入り、サイロのスクリーコンベヤーに身体の一部が巻き込まれた。

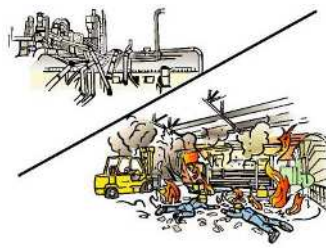


**4月** 熱処理・表面処理ラインにおける製品検査において、ロールの点検のため、インターロックのある扉内側へ、機械を停止させないまま入り、当該ロールと製品との間に右手を巻き込まれた。



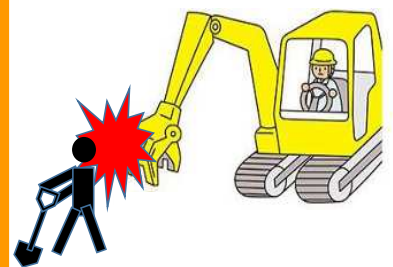
イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**5月** 工場内において、木材チップを破砕し乾燥する工程で、爆発・火災が発生して、作業場にいた労働者1名が死亡し、同工場内の労働者4名が負傷した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**7月** 重機とスコップで作業する作業員が近くで作業をしていたが、重機が急旋回してしまい、重機の爪がスコップで作業をする作業員の頭部を強打した。



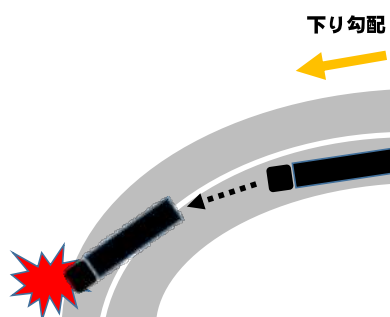
イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**8月** ドラグショベルを運転し、豪雨災害によって林道上に流出した土砂の除去作業を行っていたところ、林道の路肩からドラグショベルごと転落した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**9月** 荷を積んで市道を走行していた大型トレーラーが、下り勾配の左カーブにさしかかったところで対向車線にはみ出し、横転し、道路わきの駐車場の無人車両（およそ10台）を押しつぶした。



**9月** 貨物自動車（4トントラック、空荷）で、荷主事業場に向かい県道を走行中、緩いカーブで中央線を越え、対向車線を走行中の路線バスと正面衝突し、貨物自動車運転手が死亡した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**9月** 溶接作業を行っていた倉庫内で火災が発生し、倉庫内で別の作業を行っていた労働者1名が被災した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

# 仕事で労働者を失わないようにするための 3つのアプローチ

— ただちに、以下の3点に取り組んでください！ —

福井労働局

福井・武生・敦賀・大野 労働基準監督署

## ☑ アプローチ 1

### 労働者を大事にする会社であり、仕事で死なせないことを表明し発信する。

- ① 労働者の安全と健康の確保対策に積極的に取り組む会社は、社会的にも評価され、人材確保の面でもプラスになるなど、経営面からも重要性が増してきているとされています。
- ② こういった社会情勢も踏まえ、事業場トップが安全衛生に積極的に関わることで、「事業者の責務」を全うする意思を示していくことが肝要です。
- ③ 事業場トップの姿勢が事業場の安全衛生水準を決定すると言っても過言ではありません。

## ☑ アプローチ 2

### 労働災害の現状を把握し、我がこととしてとらえる。

自社で起こった事故を繰り返してはならないのはもちろんのこと、世間で起こった事故を、自社でも起こりうるものとして捉えてください。

## ☑ アプローチ 3

### 作業にひそんでいる危険はないか、今一度、点検・確認を。

- ① 死亡労働災害が発生した事業場の方からは、「長年、同じように作業を繰り返してきたが、このような事故が起こるのは初めてだ・・・。」という言葉をよく耳にします。  
多くの場合、それまでの間、たまたま事故が発生しなかっただけのことです。
- ② 事務作業しかない事業場であっても危険が存在しないわけではありません。
- ③ 事業場ごとに危険の種類は、まちまちです。  
自分たちの作業には、危険がひそんでいないのか、今一度、点検・確認してください。
- ④ 見つかった危険に対しては、先手を打って安全を確保してください。
- ⑤ 一定の安全のための措置をとっていても、何らかの理由により、その措置が機能せず、または、乗り越え、無効な状態にされるなどして災害は起こっています。  
安全のための措置をとる際には、現場の声を尊重し、より作業の実情に応じたものとするのが重要です。